

<p>評価項目 ※評価されなかった評定内容</p>	<p>申立人の主張 ※不服内容原文は「不服申立てに対する回答」に記載しており、当表では原文を一部要約し転記</p>	<p>県の措置理由</p>	<p>対応措置</p>	<p>審議会意見</p>
<p>【項目1】 提案力・改善力</p> <p>②業務遂行上必要となる課題と提案</p> <p>□関連する多角的な視点から検討された。</p> <p>調査職員評定 c</p>	<p>本業務では、山脚固定や横侵食防止を目的とした流路工設計以外にも、流路工設計における法線検討や施設配置検討において周辺への影響を配慮し、工事用道路設計においても、植林への影響や既設道路の通行への影響、地形改変を小さくするルート検討等、多角的な視点から検討している。</p> <p>→調査職員評定 b を要求</p>	<p>流路工を設計するにあたって、流路工法線（支障物の影響を考慮）や施設配置、既設道路の通行影響を含む工事用道路に関する検討は当然実施すべきもので多角的な視点から検討したものではない。</p>	<p>棄却</p> <p>調査職員評定 c</p>	<p>棄却が適当である。 (理由) 評定者の裁量の範囲であり、県の評定を修正すべきとまでは言えない。 (付言) 「多角的な視点」の定義が不明瞭で、評定者の主観によるところが大きいと、評定者の主観を少なくするような評価方法とすることが望ましい。</p>
<p>【項目2】 提案力・改善力</p> <p>③業務内容等の改善の提案</p> <p>□業務の作業効率、精度等を向上させる提案がなされ(業務計画書、協議書又は打合せ記録簿に記載)実施された。</p> <p>調査職員評定 c</p>	<p>当初設計書では「平面図作成B（内業のみ）」（森林基本図等の既図修正程度）が計上されていたが、より精度の高い地形図が必要と判断し、「現地測量」の追加を当社から提案した。この提案により精度の高い設計ができたと考えている。</p> <p>→調査職員評定 b を要求</p>	<p>現地測量の追加は、初回打合せで、設計で提示した既設の図面等が詳細設計に使用できるかについて打合せた結果、現地測量を行うべきという話となり、行政側から協議書を出すよう指示したものであり、作業効率や精度等を向上させる提案ではない。</p>	<p>棄却</p> <p>調査職員評定 c</p>	<p>修正が適当である。 (理由) 現地測量の追加については受注者発議による協議書が提出されており、受注者からの提案であると認められる。</p>
<p>【項目3】 業務遂行技術力</p> <p>①目的と内容の理解</p> <p>□特記仕様書等に示された当該業務に関連する他の業務(設計計画等)、事業等が理解されていた。</p> <p>調査職員評定 b 検査職員評定 b</p>	<p>関連する他の業務として、「平成25年度萩原地区治山事業測量設計委託業務」(予備設計)を報告書に記載しており、その内容を理解したうえで詳細設計を行っている。</p> <p>→調査職員評定 a 検査職員評定 a を要求</p>	<p>本業務を実施するにあたり、予備設計を理解するのは当然であり、業務当初に資料提供を行っている。 ここでは、当該事業以外にも事業に影響する計画や事業等(予備設計に記載のあった杉植林や水田等)について理解されていたかという点が評価の対象である。</p>	<p>棄却</p> <p>調査職員評定 b 検査職員評定 b</p>	<p>棄却が適当である。 (理由) 該当する評価項目がない(仕様書等に示された業務等がない)ため、現行の評定要綱においては、評価しないことはやむを得ない。 (付言) 業務の内容により該当する評価項目がない場合は、評定点の分母が減り不公平になるため、その場合は点数を補正し、評定点を算出すべきである。</p>
<p>【項目4】 業務遂行技術力</p> <p>②必要情報の把握</p> <p>□業務遂行段階で、新たに必要とされた追加情報の収集努力がされていた。</p> <p>調査職員評定 b 検査職員評定 c</p>	<p>地籍調査が未実施であるので、地形図に公図を重ね、関係する地権者リストを作成し、また、立木についての情報を地権者に聞き取りしている。既設道路幅員が4m程度であり工事車両が方向転換できないので、計画地周辺を踏査し廻し場となる場所を探し出し、施工時の留意事項として報告書に反映させている。</p> <p>→調査職員評定 a 検査職員評定 b を要求</p>	<p>通常、立木や土地の所有者を確認するため、立木調査は業務委託し、土地所有者は当局用地課内で調査している。 今回は、予備設計において公図等転写連続図や予備設計段階の用地実測図を作成しているため当該資料を「新たな追加情報」とは判断していない。 さらに、施工性を考えた効率のよい工事用道路を検討することは当然である。</p>	<p>棄却</p> <p>調査職員評定 b 検査職員評定 c</p>	<p>棄却が適当である。 (理由) 評定者の裁量の範囲であり、県の評定を修正すべきとまでは言えない。 (付言) 評定項目の用語の定義が曖昧であり、評定者の主観によるところが大きいと、例えば「新たな追加情報」について評価事例を例示するなど、評定者の主観を少なくするような評価方法とすることが望ましい。</p>
<p>【項目5】 業務遂行技術力</p> <p>③検討項目、検討手法</p> <p>□業務目的に照らし必要な検討項目が不足なく設定され、検討項目間の整合も図られていた。</p> <p>調査職員評定 b</p>	<p>床固工・流路工の検討項目・検討手法は、林野庁の治山技術基準や県の治山技術基準に準拠しており、検討項目に不足はなく、構造物の設計計算においては設計条件の整合を図っている。予備設計からの施設配置の変更については、現地測量の実施により詳細な地形が判明したことによる床固工・帯工の位置・寸法の変更であり、予備設計の考え方を変更したものではないし、位置決定の根拠については報告書に記載している。</p> <p>→調査職員評定 a を要求</p>	<p>予備設計に不都合がないか検討することも詳細設計では必要である。 例えば、6号床固工の高さの決定は上流側道路横断管の管底の高さから溪床勾配10%で堆積するものとしてダム設置位置で床固工の高さを決定しているが、設定した溪床勾配より少しでも急な角度で堆積した場合は余裕がなく、たちまち上流の道路横断管が詰まることとなり維持管理上、不安が残る計画となっております、その対策に関する記述も確認できなかった。</p>	<p>棄却</p> <p>調査職員評定 b</p>	<p>修正が適当である。 (理由) 評価項目に該当するため。 なお、県の措置理由は、当該業務で打合せしていない内容であるにも関わらず、受注者に対応を求めるものであり、過大な要求であると考えられる。</p>
<p>【項目6】 施工時への配慮(詳細設計の場合)</p> <p>① 施工に関する一般的な知識</p>	<p>周辺環境に及ぼす影響として工事用道路計画が該当すると思われる。工事用道路計画において、計画地近隣に立地する養鶏場への大型車両の通行に対する配慮として、既設道路(幅員4m)に盛土を設置</p>	<p>周辺環境に及ぼす影響として、養鶏所への配慮は当然であるが、床固工及び流路工の隣接する耕作地への配慮も当然必要である。(現在未耕作であっても)将来的な工作物の確認や耕作地への用排水や農</p>	<p>棄却</p>	<p>棄却が適当である。 (理由) 評定者の裁量の範囲であり、県の評定を修正</p>

<p><input type="checkbox"/> <u>施工方法が周辺環境に及ぼす一般的な影響を理解していた。</u></p> <p>調査職員評定 b</p>	<p>しない計画とした。左岸側の耕作地は現在休耕中であることを確認したうえで、工事用道路を計画している。</p> <p>→調査職員評定 a を要求</p>	<p>業機械の乗り入れを確認・検討することや、施工にあたって表土の処理や施工時期などを考慮した計画検討が必要であるが、これらの調整や検討に関する記述は確認できなかった。</p>	<p>調査職員評定 b</p>	<p>すべきとまでは言えない。 (付言) 評定項目の用語の定義が曖昧であり、評定者の主観によるところが大きいと、例えば「一般的な影響」について評価事例を例示するなど、評定者の主観を少なくするような評価方法とすることが望ましい。</p>
<p>【項目 7】 施工時への配慮（詳細設計の場合）</p> <p>③施工計画(施工方法、仮設備計画)</p> <p><input type="checkbox"/> 工事が周辺環境に及ぼす影響を考慮した上で、<u>施工方法、仮設備計画が提案されていた。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>施工上の留意事項が、施工段階別に提案されていた。</u></p> <p>調査職員評定 c</p>	<p>右岸切土法面の施工方法については、検査日当日に資料の追加要請を受けた部分であり、法面の切土方法として、法面上部にバックホウが届かないので、上部切土のための施工ステージを計画した資料を後日追加したものであるため、検査対象となっていない部分である。</p> <p>その他にも、施工上の留意事項を報告書に取りまとめており、支障物件（施工段階）、工事用道路出入り口付近の境界確認（施工前段階）、工事用道路（仮設段階）、（切土法面施工時（施工中）、養鶏団地の通行確保（施工中）、濁水防止（施工中）という内容で施工段階別に記載している。</p> <p>→調査職員評定 b を要求</p>	<p>施工方法について、右岸切土法面の施工方法については、本来あるべき記述がなく施工方法が不明であったため、検査当日に指示したものである。</p> <p>また、施工段階別の記述については、各床固施工時の水替えや、掘削時、コンクリート打設時の濁水処理対策など、具体的にどのように計画しているのか記述が確認できなかった。</p>	<p>棄却</p> <p>調査職員評定 c</p>	<p>棄却が適当である。 (理由) 施工方法、仮設備計画の提案については今回契約の範囲外であり、また施工上の留意事項の提案についても対象外であるため、該当する評価項目がなく、現行の評定要綱においては、評価しないことはやむを得ない。 (付言) 業務上必要な内容であれば契約時に適切に積算計上すべきである。 なお、業務の内容により該当する評価項目がない場合は、評定点の分母が減り不公平になるため、その場合は点数を補正し、評定点を算出すべきである。</p>
<p>【項目 8】 迅速性、弾力性、調整能力</p> <p>①当初計画の変更</p> <p><input type="checkbox"/> その結果で生じた<u>変更業務の内容が特に優れていた。</u></p> <p>調査職員評定 b</p>	<p>計画案が決定したのは12月末であるが、工事発注のため図面・数量を1月末までに用地関係資料を2月19日までに取りまとめるよう要請があった。非常に短い工程であるがこれを迅速に対応し、期日までに提出した。</p> <p>→調査職員評定 a を要求</p>	<p>評価項目にある「変更の結果で生じた変更業務内容が特に優れている」という文言から、変更業務で特に優れた項目が確認できなかったため評価していない。</p> <p>※もう一つの評価項目「業務遂行中に生じた、当初工程計画からの変更要請に迅速に対応した。又は当工程計画に沿って迅速に対応した。」については、評価（チェック）しているところ。</p>	<p>棄却</p> <p>調査職員評定 b</p>	<p>棄却が適当である。 (理由) 申立人が主張する「迅速な対応」を評価する項目ではないため。</p>
<p>【項目 9】 迅速性、弾力性、調整能力</p> <p>②関連事業者間又は地元住民との調整</p> <p><input type="checkbox"/> 発注者からの指示、あるいは発注者との協議等に基づき、<u>関連事業者間の調整のための資料又は地元住民の合意形成のための資料が作成され、まとめられていた。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>作成された資料の内容がわかり易く良くまとめられていた。</u></p> <p>調査職員評定 c</p>	<p>地元住民との協議に先立ち、地形図に公図を重ね、関係する地権者リストを作成している。</p> <p>→調査職員評定 b を要求</p>	<p>関連事業者間の調整資料（例えば関連工事や農林業との事業調整資料）や、地元住民が分かりやすい事業概要説明用資料（事業範囲や周辺への影響、事業後の土地利用などが分かるような資料）が作成されている場合に評価している。</p>	<p>棄却</p> <p>調査職員評定 c</p>	<p>修正が適当である。 (理由) 地権者リストは、発注者からの指示に基づき作成された資料に該当するため、少なくとも1項目は評価すべきである。 (付言) 地元住民への説明の有無等により作成する資料の内容が異なり、評定者の主観によるところが大きいため、評価対象となる資料を例示するなど、評定者の主観を少なくするような評価方法とすることが望ましい。 また、業務の内容により該当する評価項目がない場合は、評定点の分母が減り不公平になるため、その場合は点数を補正し、評定点を算出すべきである。</p>
<p>【項目 10】 成果品の品質</p> <p>②的確な取りまとめ</p> <p><input type="checkbox"/> <u>簡潔で理解しやすい表現</u>であり、記載方法に創意工夫が見られ読みやすい。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>設計図書にある事項、業務遂行段階での指示事項を関連づけ、重要な点が理解しやすく取りまとめられている。</u></p> <p>調査職員評定 c 検査職員評定 c</p>	<p>決定した構造物形状について、形状決定の根拠となる基準等とそのページがひと目で分かるように構造図に記載し、分かり易くしている。</p> <p>業務遂行段階における打合せ等の内容は漏れなく取りまとめおり、重要箇所には着色や枠囲いを行い、図表を用いて分かり易いよう工夫している。</p> <p>→調査職員評定 b 検査職員評定 b を要求</p>	<p>構造物の位置や規格をどのような検討を行って決定したのか経緯が分かる記述が少なく、仮に違う位置であれば経済的に不利なるとか、構造上問題になるといった検討経緯が分かる記述が確認できなかった。</p> <p>※予備設計と同じような記述が多く、詳細設計により何が検討されたのかが分かりにくかった。</p>	<p>棄却</p> <p>調査職員評定 c 検査職員評定 c</p>	<p>修正が適当である。 (理由) 申立人の主張のとおり、成果品に分かりやすい工夫がされていたことは県も認めており、少なくとも1項目は評価すべきである。</p>